

# ○山口県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱

平成 17 年 3 月 14 日

山口生少第 46 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 総合対策推進のための基盤整備（第 3 条—第 6 条）

第 3 章 厳正かつ的確な捜査及び非行集団対策の推進（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 少年の非行、犯罪被害等の未然防止（第 10 条—第 12 条）

第 5 章 少年を取り巻く環境の浄化（第 13 条—第 17 条）

第 6 章 少年の規範意識の向上及び社会参加支援（第 18 条—第 20 条）

第 7 章 被害少年の保護等（第 21 条・第 22 条）

## 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、少年犯罪の取締りを強化するとともに、少年の非行を未然に防止し、非行少年の立ち直りを支援する一方、少年を犯罪被害等から保護するために必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 少年の非行の未然防止及び非行少年の立ち直り支援並びに児童買春等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）等の未然防止に努めるとともに、次代を担う少年の健全育成を図るため、関係機関・団体、ボランティア等との連携を一層強化しながら、「強くやさしい」少年警察の運営に努めることを基本方針とする。

## 第 2 章 総合対策推進のための基盤整備

（推進体制の整備）

第 3 条 生活安全部人身安全・少年課長、生活安全部生活安全捜査課長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、業務負担に応じた適正な人員配置により、少年事件及び福祉犯の捜査、児童虐待防止対策その他少年の非行の防止及び保護の両面にわたる諸対策を推進するための体制を整備するものとする。

（担当職員の知識等の向上）

第 4 条 署長等は、少年警察部門の警察職員（以下「担当職員」という。）に対する指導教養を充実させるものとする。

2 署長等は、少年事件の捜査員に対する少年審判手続の特性、少年事件捜査の特性及び捜査上配慮すべき事項についての指導教養を充実させ、捜査技術の更なる向上を図るものとする。

3 署長等は、少年育成官に対し、街頭補導、継続補導、継続支援等について、警察署との連携を踏まえた実践的な知識の向上を図るよう指導教養するものとする。

(学校その他の関係機関等との連携の強化)

第5条 署長等は、学校、教育委員会、児童相談所、少年補導センター、家庭裁判所その他の関係機関・団体、ボランティア等との連携を強化するものとする。この場合において、特に、学校については、山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」、学校警察連絡協議会等を活用し、少年の非行、犯罪被害、いじめ、校内暴力事案等に関する情報交換を積極的に実施するなど、緊密な連携の下、諸対策を推進するものとする。

2 署長等は、非行、犯罪被害等の問題を抱えた少年を個別に支援するため、関係機関等との間で構成する少年サポートチームの普及を促進し、及びその活動を活性化させるものとする。

(少年警察ボランティア活動の活性化)

第6条 署長等は、少年相談員について、委嘱数の増加並びに人材及び活動内容の多様化を図り、地域社会における少年の健全育成のための活動を活性化させるものとする。

2 署長等は、少年警察ボランティアの活動をより積極的かつ効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行うものとする。

第3章 厳正かつ的確な捜査及び非行集団対策の推進

(厳正かつ的確な捜査の推進)

第7条 署長等は、少年の立ち直り及び適切な被害者対策に資するため、少年犯罪に対して厳正に対処するとともに、簡易送致の適切な運用、プロジェクトチームの編成等により捜査の迅速化を図り、及び早期の送致に努めるものとする。

(事件の指揮及び指導の強化による適正捜査の推進)

第8条 署長等は、少年事件の捜査について、少年審判手続及び少年事件捜査の特性を踏まえ、少年事件指導官等の幹部による指揮及び指導を強化することによって、「非行なし」決定事案及び手続き上の問題の発生を防止するなど、適正な捜査を推進するものとする。

(非行集団対策の推進)

第9条 署長等は、生活安全、地域、刑事及び交通部門を一体とし、非行集団及びその活動に関与する暴力団の取締りはもとより、関係機関・団体、ボランティア等と連携した少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立ち直り支援を徹底することにより、非行集団の解体補導を推進するものとする。

第4章 少年の非行、犯罪被害等の未然防止

(街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置)

第10条 署長等は、街頭補導を強化し、不良行為の段階での少年及び保護者等に対する助言又は指導を的確に行うことにより少年の立ち直りを促すとともに、被害少年及び要保護少年について適切な保護の措置を講ずるものとする。

(少年相談に関する活動の強化)

第11条 署長等は、少年の非行、家出、自殺等の兆候の早期発見及び未然防止

並びにいじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、当該少年が相談しやすい環境を整備するものとする。

(啓発活動の充実による少年の薬物乱用の根絶)

第12条 署長等は、薬物乱用防止教室の開催その他の啓発活動の充実を図り、少年に薬物の有害性、危険性等に関する正しい知識を習得させ、もって薬物乱用の根絶に努めるものとする。

第5章 少年を取り巻く環境の浄化

(福祉犯の取締り)

第13条 署長等は、児童買春・児童ポルノ、薬物、風俗関係事犯等の福祉犯の取締りを徹底するとともに、これらの犯罪を防止するための広報啓発活動を積極的に推進するものとする。

(少年に対する暴力団の影響の排除)

第14条 署長等は、暴力団が関与する福祉犯、暴力団への加入強要、脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、暴力団と関わることへの危険性についての広報啓発活動を推進し、少年に対する暴力団の影響を排除するものとする。

(有害環境の浄化)

第15条 署長等は、風俗営業、性風俗関連特殊営業等で少年の健全育成を阻害する形態により行われているものに対し、その指導及び取締りを徹底するものとする。

2 署長等は、酒類、たばこ、有害図書等を少年が容易に入手できるような環境(以下「有害環境」という。)を浄化するため、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)、山口県青少年健全育成条例(昭和32年条例第37号)等に基づく取締り及び関係業界に対する積極的な指導を行うものとする。

3 署長等は、有害環境の浄化に関する広報啓発活動、有害図書等の自動販売機の撤去運動等の諸対策を推進するものとする。

(インターネット上の有害コンテンツ対策の推進)

第16条 署長等は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に基づき、出会い系サイト対策を推進するものとする。

2 署長等は、フィルタリング機能(プログラム上の特定部分を目的に応じて除去する機能をいう。)に関する広報啓発活動等により、少年をインターネット上の有害なコンテンツ(映画、音楽、演劇、写真、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムをいう。)から保護するものとする。

(深夜はいかい又は家出を抑制するための取組みの推進)

第17条 署長等は、深夜はいかい又は家出をする少年の多くが、深夜から翌朝の時間帯にかけて営業する飲食店、カラオケ店、漫画喫茶、インターネット

カフェ、コンビニエンスストア等を利用している現状にかんがみ、当該時間帯において少年が利用することがないように必要な措置を講ずる旨の要請を関係事業者に対し行うものとする。

- 2 署長等は、前項に規定する関係事業者とは別に、風俗営業者等に対しては、関係法令の厳正な運用により、少年の深夜はいかい又は家出を助長する営業形態の是正を図るものとする。

#### 第6章 少年の規範意識の向上及び社会参加支援

(非行防止教室等による教育及び啓発活動の推進)

第18条 署長等は、学校と連携して行う非行防止教室、薬物乱用教室等の開催、罪を犯した場合の刑罰及び処分並びに民事責任に関する教育等により、少年の規範意識の向上を図るものとする。

- 2 署長等は、警察OBその他の専門的知識を有する人材を少年安全サポーター(学校における生徒指導等を支援するための要員をいう。)として、学校に派遣する取組みを積極的に行うものとする。

(家庭及び地域社会による取組みの支援)

第19条 署長等は、少年の非行、犯罪被害等の実態に関する情報発信、非行防止教室等への保護者の参加を促すとともに、地域における少年の健全育成団体に対する支援等を積極的に推進することにより、関係者の社会的責任の自覚を高めるものとする。

(少年の活動機会・居場所づくりの促進及び立ち直り支援)

第20条 署長等は、非行防止活動等に少年のボランティアの参加を得た上で、管内の非行情勢等を教示するなど、少年の規範意識の向上を図るものとする。

- 2 署長等は、関係機関・団体、ボランティア等との適切な役割分担の下、環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動等の地域の実情に即した様々な活動機会・居場所づくりを促進するものとする。

#### 第7章 被害少年の保護等

(被害少年に対する保護対策)

第21条 署長等は、犯罪被害等にあつた少年に対して、心身への影響に配慮しつつ、適切な助言を行うなどの支援を実施するとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置を講ずるものとする。

- 2 署長等は、複雑な事例への対応に当たっては、必要に応じ、被害者対策部門と連携し、関係機関・団体、ボランティア等からの支援に配慮するものとする。

(児童虐待事案への的確な対応)

第22条 署長等は、虐待を受けた児童の適切な保護、支援等を行うため、児童虐待事案の早期発見及び関係機関への通告並びに児童相談所長による立入調査等に対する適切な援助を実施するものとする。

- 2 前項に規定する虐待のうち、刑事事件として取り扱うべき事案については、厳正な捜査を行うものとする。